

# ベンチャー・中小企業等が受ける消費税法改正の影響

## 消費税法の改正

平成23年度税制改正法案は、平成23年6月30日にその一部が公布・施行されました。法人税法・所得税法・相続税法等の抜本的税制改正部分は継続審議として先送りされましたが、消費税法については、(1)免税事業者の改正、(2)仕入税額控除の改正が行われ、創業間もない事業者も改正の影響を受ける可能性が生じています。

## 改正の内容

### (1)免税事業者の改正

#### ①改正前

基準期間(※1)における課税売上高が1,000万円以下である場合は、原則として消費税の納税義務が免除されていました。

また、新設法人の当初2期間は基準期間自体がないため、資本金1,000万円未満であることを条件に消費税の納税義務が免除されていました。

(※1)基準期間とは、原則としてその年の前々年(個人事業者)又はその事業年度の前々事業年度(法人)をいいます。

#### ②改正後

本年度税制改正により、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、かつ、前期上半期の課税売上高又は給与等の額面金額のいずれかが1,000万円以下である場合に消費税の納税義務が免除されることになりました。

なお、本改正は平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

#### ③改正の影響

例えば、資本金1,000万円未満で法人を設立した場合、改正前であれば設立後2期間は消費税の納税義務はありませんでしたが、改正後は設立2期目であっても第1期上半期の課税売上高及び給与等の額面金額の両方が1,000万円を超える場合には、消費税の納税義務が生ずることになります。免税事業者である期間が、設立後2期間から1期間に減少する可能性があるのです。

### (2)仕入税額控除の改正

#### ①改正前

事業者が納付すべき消費税額は、売上に対する消費税額から仕入に対する消費税額に課税売上割合(※2)を乗じた金額を控除して計算しますが、課税売上割合が95%以上である場合には、仕入に対する消費税額の全額を控

除することが可能でした。

(※2)課税売上割合とは、課税売上高及び非課税売上高の合計額に占める課税売上高の割合をいいます。

#### ②改正後

本年度税制改正により、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者については、課税売上割合が95%以上である場合でも全額控除することができず、そのままの課税売上割合を乗じた金額のみ控除することになりました。

なお、本改正は平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用になります。

#### ③改正の影響

例えば、課税売上高が6億円、課税仕入高5億円、仕入に対する消費税額2,500万円、課税売上割合が95%と仮定すると、改正前は2,500万円全額を控除することが可能でしたが、改正後は2,375万円を控除することとなるため、納税額が125万円ほど増加します。

## 納税資金への意識を

消費税は最終消費者が負担すべき税金ですが、税務執行上の理由から事業者が一時的に預かっているに過ぎません。

免税事業者の存在及び仕入税額の全額控除は、最終消費者から預かった消費税が事業者の利益となる、いわゆる「益税」となってしまうため、常に問題点として議論されていました。

本年度税制改正以降、この益税問題を解消する議論は益々進んでいくものと思われます。事実、平成23年10月17日には会計検査院から国会及び内閣に対して、平成23年度の消費税法改正では不十分であり、免税事業者制度の在り方について不断の検討を行っていくことが肝要であるという趣旨の報告が行われています。

益税問題は、公平な税制を目指すためには解消しなければならない問題ではありますが、それは事業者の負担増へとつながります。特に、創業間もない事業者にとっては死活問題ともなりかねません。

さらに、消費税率UPが検討されている昨今の状況からすると、消費税の納税資金を意識した資金計画の作成が、今後益々必要となるでしょう。

(文責：牛尾)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)